

議案第 1 1 4 号

社会福祉法人に関する事務の委託について

社会福祉法人に関する事務を兵庫県に委託することについて、別記規約をもって協議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する第 2 5 2 条の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

## 別記

### 社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約

#### (委託事務の範囲)

第1条 社会福祉の増進に資するため、三田市は、社会福祉法人に関する次に掲げる事務の管理及び執行を兵庫県に委託し、兵庫県はこれを受託する。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第6章及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第11条の規定により市長の権限に属する事務

(2) 前号に掲げる事務に付帯する事務

#### (管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、兵庫県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

#### (経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、三田市の負担とする。

2 前項の経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、兵庫県知事が三田市長と協議して別に定めるものとする。

#### (予算の計上)

第4条 兵庫県知事は、委託事務に係る収入及び支出については、兵庫県歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

#### (決算の場合の措置)

第5条 兵庫県知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算のうち委託事務に関する部分を三田市長に通知するものとする。

#### (連絡会議)

第6条 兵庫県知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、三田市長と連絡会議を開催するものとする。

#### (条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、兵庫県知事は、直ちに改正後の当該条例等を三田市長に通知しなければならない。

(廃止による決算等の措置)

第8条 委託事務を廃止した場合は、兵庫県知事は、当該廃止の日をもって委託事務の管理及び執行に要する収支を打ち切り、決算するものとする。この場合における処理については、兵庫県知事と三田市長とが協議して定めるものとする。

(補則)

第9条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、兵庫県知事と三田市長とが協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。